



図2 アスベスト成形板の確認方法のフロー

2.2 処理計画

- (1) 排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物を適正に処理するため、施工計画時に処理方法について具体的な処理計画を立てる。
- (2) 処理計画書の作成に当たっては、次の点に留意する。
 - ① 非飛散性アスベスト廃棄物の発生量
 - ② 非飛散性アスベスト廃棄物からアスベストの飛散を防止する撤去方法
 - ③ 現場内における分別方法
 - ④ 収集運搬及び処分方法
- (3) 施工中に処理計画書に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、関係者に周知を行う。

(解説)

(1) について

処理計画書は、排出事業者、すなわち元請業者が作成すること。この際、発注者からの情報をもとに、自ら行った情報収集や現地確認によりアスベスト成形板使用の全体像を把握すること。

(2)及び(3) について

処理計画は文書化し、関係者に周知徹底すること。処理計画書には、次のような項目を記載する。

1) 工事概要

- ① 工事名称、工事場所、工期
- ② 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物管理責任者名
- ③ 工事数量
- ④ 解体工事の請負業者名

2) 非飛散性アスベスト廃棄物

- ① 発生量
- ② 撤去、分別、保管、収集運搬、中間処理、最終処分の方法

3) 委託処理

- ① 産業廃棄物処理業者（収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者）の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- ② 処理施設の確認方法
- ③ 添付書類として、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物処理業の許可証の写し

なお、飛散性アスベストがあった場合は、非飛散性アスベストとは区分して、特別管理産業廃棄物として取り扱うこと。

2.3 処理経路

処理計画書の作成に当たっては、処理経路を明確にして、保管、収集運搬、中間処理及び最終処分の各々について計画する。

(解説)

非飛散性アスベスト廃棄物の処理の経路には次のような3つが考えられる。

(1) 解体工事等の現場から直接最終処分場へ

非飛散性アスベスト廃棄物の形状等が最終処分場の受入基準に適合する場合には、解体工事等の現場から直接最終処分場へ搬出され、埋立処分される。

撤去 → 収集運搬 → 最終処分

(2) 中間処理（破砕、切断）を経て最終処分へ

形状等が最終処分場の受入基準に適合しない場合は、中間処理を経て、最終処分場に埋立処分される。

撤去 → 収集運搬 → 中間処理（破砕等） → 運搬 → 最終処分

(3) 解体工事等から直接又は中間処理を経て再生利用

アスベストの性状を失わせたことを確認できる場合、再生利用が可能となる。

特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処分又は再生の方法については、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）では、熔融設備を用いて熔融する方法が定められており、非飛散性アスベスト廃棄物の再生利用においても、同様の方法とする。

撤去 → 収集運搬 → 中間処理（破砕等） → 運搬 → 再生（熔融）



2. 4 処理委託

(1) 処理委託

排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物の処理を他人に委託する場合は、法に従い収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面により契約しなければならない。

(2) 適正処理の確認

1) マニフェストの交付

排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付し、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「非飛散性アスベスト」と記載し、他の建設廃棄物と区分して排出するものとする。

2) 適正処理の確認

排出事業者は、処理を委託した非飛散性アスベスト廃棄物が適正に処理されたことをマニフェストによって確認しなければならない。

3) 電子マニフェストによる管理

排出事業者は、産業廃棄物処理に係る事務処理及び処理状況の把握を効率的に行うために、電子マニフェストを積極的に活用すること。

(解説)

(1) について

排出事業者は、自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

自ら処理しない場合は、産業廃棄物処理業者に委託することになるが、委託に際しては、産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している者であって、受託する産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれている者であることを確認しなければならない。

委託契約書には、法により適正な処理のために必要な情報提供に関する事項として次のような情報を提供することが定められているので、非飛散性アスベスト廃棄物に関して必要な事項を情報提供すること。

- ① 性状及び荷姿に関する事項
- ② 通常の保管状況の下での性状の変化に関する事項
- ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ④ その他取り扱う際に注意すべき事項

(2)の1) について

マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物の処理委託に際し、産業廃棄物の流れを把握することを目的として交付、管理されるものである。

マニフェストの記載に当たっては、本指針で非飛散性アスベスト廃棄物を処理の各工程において他の建設廃棄物と区別することとしているので、マニフェストも同様に

他の廃棄物と別のマニフェストを交付する。

排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物が最終処分又は再生まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければならない。法に規定された期間内にマニフェストの返送がないとき、返送されたマニフェストに規定された事項の記載がないとき又は虚偽の記載があるときは、速やかに当該廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。

なお、解体等の現場を終了する際には、非飛散性アスベスト廃棄物のマニフェストから、①、③の中間処理、再利用、埋立処分量等を整理して記録し、返送されたマニフェストの写しとともに、5年間保存するものとする。

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名(名称)、住所、許可番号
- ③ 運搬委託の場合は運搬先ごとの委託量、処分委託の場合は受託者ごとの内容及び委託量

(2)の3) について

マニフェストの交付に代えて、環境大臣の指定を受けた情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認することができる。電子マニフェストシステムは、マニフェストの交付、保存等マニフェストに関する事務手続を簡素化するだけでなく、産業廃棄物の処理状況の迅速な把握等に資するものであるため、積極的に利用することが望ましい。

情報処理センターとして財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが指定を受けている。

第3章 撤去

3. 1 アスベスト成形板の撤去

アスベスト成形板の撤去作業は、アスベスト成形板の破断面からのアスベストの飛散を極力抑えるよう次の作業手順で実施する。

(1) 現場の養生

撤去作業に先立って解体等現場の周辺には粉じん等の飛散防止幕を設置し、散水装置等を設置する。

(2) アスベスト成形板等の撤去

1) アスベスト成形板

原則手作業とし、アスベスト成形板を原形のまま撤去する。やむを得ず機械等によって撤去する場合は、散水等によって、アスベスト成形板等からのアスベストの飛散防止措置を講じる。

2) 撤去や取扱いに留意の必要なアスベスト成形板等

煙突用ライニング材、屋根折版用断熱材等は密度が小さくもろいので撤去時及び撤去後のアスベストの飛散防止や分別方法に留意する。

(3) アスベスト成形板の撤去後の措置

現場において、撤去後のアスベスト成形板の切断等は最小限とし、解体物の破砕に当たるような作業を実施しない。

(解説)

(1) について

解体現場での吹付け石綿等の飛散性アスベスト廃棄物の除去については、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令により作業での遵守事項が定められている。

また、アスベスト成形板にあつては、製造及び取扱作業について、石綿則の管理規定に従わなければならない。撤去に当たっては、特に石綿則第13条及び第14条の規定により湿潤化、保護具の着用等の措置を行う必要がある。

解体現場周辺に粉じん等の飛散を防止するために解体する建物の高さ以上に飛散防止幕を設置し撤去物を充分湿潤化できる散水装置を設置する。

(2)の1) について

アスベスト成形板を撤去する際には手作業を原則とするが、やむを得ない場合は散水によって湿潤化した後機械等によって撤去する。

アスベスト成形板の種類と主な用途については、参考資料1を参照する。また、アスベスト成形板が他の繊維に代替された製品の使用開始年度については5ページの表1に示した。

(2)の2) について

① 煙突用ライニング材

煙突用ライニングはコンクリートにアスベストを混入して施工されている。また、ライニング材は比較的もろいのでアスベストが飛散しやすい。そのため、湿潤する等の飛散防止措置を講じ、除去物を強度のある袋に袋詰め等する。

② 屋根折版用断熱材

屋根瓦の下に使用されている屋根折版用断熱材は、煙突用ライニング材と同様に他の成形板と異なり非常にもろいので煙突用ライニング材と同様の措置を講じ、除去物を強度のある袋に袋詰め等する。

③ 配管等の用途

アスベストの耐摩耗性、耐熱性、電気絶縁性等の特性から次の用途にも使用されている。

- ・ シール材（ガスケット、パッキン）
- ・ ブレーキ部品
- ・ 電気絶縁用部品（紙、糸、テープ、布、板）

建築物の空調用ダクトの接合部に使用するガスケットにはアスベスト成形板が使用されている。

これらの用途については、使用量が少なく、また、使用形態が多岐に渡り、一律に指針化することが困難なことから、本指針の対象外とするが、廃棄物処理に当たっては、アスベストが飛散することのないよう取り扱う必要がある。

④ アスベスト含有ビニル床タイル（半硬質、軟質）

アスベストを含まないホモジニアスビニル床タイルは昭和 60 年以前から製造されているが、塩化ビニル樹脂等のバインダーを多く含み柔軟性に富んでいるので、容易に他のビニル床タイルとは区別できる。一方、アスベスト含有ビニル床タイルは昭和 60 年まで製造され、昭和 61 年以降その代替品として、アスベストを含まないコンポジションビニル床タイルが製造開始された。この両者は物性上の相違点が少なく、柔軟性等で区別するのは難しい。そこで、このコンポジションビニル床タイルについては、図面等で確認した場合を除き、アスベスト含有ビニル床タイルと同様に取り扱うこととする。

空調用ダクトのガスケット及び P タイルはアスベストと合成ゴムやプラスチックとの混合物であるため、マニフェストの記載に当たっての分類は、廃プラスチックとし、マニフェストの「種類」の余白に「アスベスト含有物」と記述する。

(3) について

非飛散性アスベスト廃棄物は、アスベストを含有しない廃棄物と分別するとともに、その性状に応じて分類・分別して排出することとし、撤去後も他の建設廃棄物と

は分別して保管する。

また、現場において、保管場所や運搬車輛への積載の都合から切断等を行ったり、最終処分場の受入基準に適合させる等の目的から破砕する場合も、その作業は必要最小限度とし、適切な飛散防止対策を講ずることとする。この目的以外の切断や破砕は、新たにアスベストの飛散のおそれがあるので実施しないこと。

3. 2 解体現場での保管

排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物が運搬されるまでの間、当該廃棄物からアスベストが飛散しないように保管する。

(解説)

(1) 保管場所について

排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する一般事項として、法では以下の事項が定められている。

- ① 周囲に囲いを設けること。なお、囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
- ② 廃棄物の保管場所である旨その他産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板を設置すること。

掲示板は縦横 60cm 以上で、産業廃棄物の種類、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先、積み上げられる高さを記載すること。

- ③ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。
- ④ ねずみの生息や、蚊、はえ等の害虫発生がないこと。

(2) 保管方法等について

非飛散性アスベスト廃棄物が搬出されるまでの間、次の措置を講ずるものとする

- ① 他の廃棄物と分別して保管する。
- ② 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。
- ③ 飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。
- ④ 非飛散性アスベスト廃棄物の保管場所であることを表示する。